

## 帯広空港供用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、帯広空港供用規程を定める。

### (運用時間等)

第2条 帯広空港の運用時間 13時間（8時00分から21時00分まで）

ただし、定期便等の遅延、空港施設の工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することがある。

2 帯広空港機能施設事業等及び駐車場の営業時間については、別に定め、帯広市ホームページまたはその他の適切な方法により公表するものとする。

### (帯広空港の概要)

第3条 滑走路の本数（長さ×幅）

滑走路 1本（2,500m×45m）

2 単車輪荷重

滑走路 43t

3 エプロン

ジェット機用 4バース（コードE 2バース、コードD 1バース、コードC 1バース）

小型機用 5バース

4 ILS施設

滑走路35側（LOC・GS・T-DME） カテゴリーI 一式

### (空港が提供するサービスに関する情報)

第4条 次に掲げる帯広空港が提供するサービスに関する情報については、別に定め、帯広市ホームページまたはその他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 総合案内所、観光情報センターその他の帯広空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

(2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の帯広空港に関する情報

### (サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第5条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、帯広市空港管理条例（昭和55年条例第39号）及び帯広市空港管理条例施行規則（昭和56年規則第2号）の定めるところによる。

### 附 則

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。